

6月18日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 12名

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	中 村 忠 靖 君		
7 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 12番議員 滝 沢 幸 映 君

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	宮 原 卓 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 安心・安全の町づくりに向けて

星 哲 夫 議員

(2) 町道の改良事業についてほか

大日向 進 也 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（中嶋君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、12番 滝沢幸映議員から欠席の届出がなされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（中嶋君） 日程第1 一般質問を行います。

最初に、7番 星 哲夫議員の質問を許します。

7番（星君） 皆さん、おはようございます。私より、安心・安全の町づくりに向けての質問をさせていただきます。

最近、新聞やメディアで、毎日と言っていいほど犯罪に関する記事をよく目にします。日本における犯罪の傾向は、平成14年を境に減少に転じ、ピーク時から7割以上減ってきていましたが、刑法犯については、令和4年、5年は増加傾向にあります。

刑法犯には、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯などがあり、近年の日本の犯罪情勢は複雑な状態になっています。特に詐欺やサイバー犯罪は国際的な組織犯罪となり、深刻化しています。

これら犯罪は、私たちの生命と財産を脅かすものであり、私たちは犯罪に遭わないよう、自らが防衛し、犯罪を未然に防ぐことが重要だと考え、町民一人一人にさらなる指導・啓発を行い、私たちの生命と財産が理不尽に奪われることのないよう、防犯対策の強化を図ることが望まれます。

そこで、イ. 町の防犯対策について、質問いたします。

1、町や近隣で発生した犯罪を知ることは、今後の防犯対策を実施していく中で必要な情報だと考えています。そこで、長野県下及び坂城町の過去3年間の犯罪の状況と傾向はについてお尋ねします。

2、多様化していく犯罪を未然に防ぐには、町は警察などの関係機関と連携しているところであると思いますが、町には防犯協会などの組織は存在します。町にはどのような防犯組織が

あり、どのような役割を持っているのか、町の防犯組織の体制はについてお聞きします。

3、町が関係機関や組織と連携して取り組んでいる防犯対策についてはどのようなものがあるか、また、新たな取組があればお答えください。

次に、町の交通安全対策について。

犯罪のニュースと同じくらい目にするのが交通事故事案であります。特に今年度になってから2か月ほどしかたっておりませんが、一歩間違えば大事故につながりかねない高速道路の逆走や、小学生児童の登下校の列などに自動車が入り込むといった事故が後を絶ちません。

これらの交通事故の原因は、道路の構造などに瑕疵があるようには見えず、交通弱者と言われていた高齢者が突然加害者になってしまうような、ドライバーの安全運転の意識の低下に問題があるように思えます。

また、最近聞かれるこれらの交通事故の一部は、ドライバーの飲酒運転の認識の甘さ、日本の交通ルールに不慣れな外国人ドライバーなども要因の一つであるように思えます。ドライバー一人一人が安全運転意識の向上を図り、日々安全運転を心がけて運転することが交通事故の減少につながるものと考えます。

また、ドライバーだけでなく、家庭においては、日頃から交通安全について話すことや、職場においては、交通安全意識の向上を図る取組を行っていくことが大切だと考えます。

そこで、ロ、町の交通安全対策について質問いたします。

1、千曲警察署管内及び坂城町の過去3年間の交通事故の状況と傾向についてはどのようになっているのでしょうか。

2、町には安協、千曲交通安全協会や交通指導員といった交通安全に関わる組織がありますが、安協や交通指導員などはどのような役割があるのか。また、町は、安協や交通指導員などの組織と綿密な連携の下、交通安全対策を行っていると思いますが、町の交通安全組織体制はどのようなになっているのでしょうか。

3、町は、関係組織と連携して交通安全対策を実施していることではあると思いますが、どのような取組を実施しているのか。また、新たな取組を行っているのかをお尋ねいたします。どうかよろしく願いいたします。

町長（山村君） ただいま、星議員さんから、安心・安全の町づくりに向けてというテーマで、イ、ロとご質問をいただきました。私からは、ロの町の交通安全対策についてのご質問のうち、千曲交通安全協会や町交通指導員といった関係組織の役割と、その関係組織と連携した町の交通安全対策の取組についてお答えし、詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

当町におきましては、平成30年5月以降、千曲警察署をはじめ、千曲交通安全協会や町交通指導員などの関係各所の皆様のご尽力により、2,418日間交通死亡事故ゼロ日を継続してきたところであります。

しかし、残念ながら、昨年１２月に町内で交通死亡事故が発生いたしました。当町は高速道路のインターチェンジを有し、国道や県道といった主要道路が町内を縦断している状況の中で、交通死亡事故ゼロ日を２，４００日以上継続できたことは、大変意義深いことと認識しているところであり、各関係機関の皆様改めて感謝を申し上げるところであります。

なお、５月末現在における町内各地区の交通死亡事故ゼロ日の継続の状況といたしましては、南条地区につきましては１６９日、中之条地区につきましては２，５８７日、坂城地区につきましては５，３６６日、村上地区はなんと８，２４５日であります。

特に村上地区につきましては、実に２２年以上にわたり交通死亡事故ゼロ日が続いており、皆様方の各地域での啓発活動を通じて、今後も交通死亡事故ゼロ日を継続していくことを強く願うところであります。

ご質問の、千曲交通安全協会や町交通指導員の役割についてであります。全国組織である交通安全協会は、道路交通の安全教育や広報啓発などを目的とする地域ボランティア団体で、千曲交通安全協会は、千曲警察署管内をエリアとして設立され、坂城支部を含む六つの支部で構成されております。

千曲交通安全協会は、交通安全運動の推進や、広報啓発、交通安全教室の開催など、様々な活動をしており、千曲市・坂城町の地域における交通事故を防止し、安全な交通社会を実現するために活動しております。

また、町交通指導員につきましては、坂城町交通安全条例第９条の規定により、町民による自主的な交通安全活動を促進するため、町長の委嘱により、交通事故の発生を未然に防止するための街頭啓発活動を行うほか、保育園や幼稚園の交通安全教室に参加し、指導いただくなどの活動を行っていただいております。

交通安全協会と交通指導員は、組織こそ違いますが、交通事故をなくし、安全で安心な地域社会の実現を目指すという目的は共通であることから、協力連携して、活動を行っております。

続いて、町の関係組織との連携した交通安全対策の取組であります。毎年、４月と９月の２回、全国交通安全運動が展開されています。

この運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としております。

同様に、７月には、長野県交通安全やまびこ運動が、また１２月には、年末特別警戒が行われており、当町におきましても、運動期間中、千曲警察署・坂城町交番・千曲交通安全協会坂城支部・町交通指導員・ヤングドライバークラブの方々と協力して、国道１８号の田町交差点にて、早朝より、通勤車両などに安全運転を呼びかける、街頭指導所を開設しております。

さらに、この運動期間中には、町内３小学校のＰＴＡの皆様や、千曲交通安全協会坂城支部

の各分会役員の皆様が、小中学生の登校時に、交通安全の確保のため、通学路にて街頭啓発を行っていただいております。

また、6月と10月には、千曲交通安全協会坂城支部と町交通指導員の協力の下、町内3保育園と幼稚園の園児に向けた、手遊びや紙芝居、腹話術などを用いた講話や、園舎の周辺を実際に歩いてもらう交通安全教室を開催しております。

さらに、春と秋の2回、千曲交通安全協会坂城支部と町交通指導員、坂城町交番により、産業道路でのシートベルト着用調査を実施しております。

そのほかにも、年末特別警戒中、町内の飲食店を回り、飲酒運転撲滅の啓発活動を行うなど、幅広い取組を実施しております。

今後の新たな取組につきましては、令和6年に道路交通法が改正され、自転車や特定小型原動機付自転車のルールが変更されていることなどに鑑み、千曲警察署と協力して新たなルールの周知や啓発活動の検討を進めていくなど、新たな情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

また、引き続き季節ごとの交通安全運動の際に、警察や交通安全協会、交通指導員などと協力して、交通指導所における安全運転の呼びかけや、街頭啓発を実施し、交通事故防止を図るとともに、高齢者の関わる事故が高い比率を占めていることから、高齢者自身の交通安全意識の高揚や、運転免許証自主返納制度の周知などを進めてまいりたいと考えております。

また、ハード面におきましては、カーブミラーやガードレールなど、各区の要望を取りまとめの中で順次設置をし、交通危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、町民の皆様が交通事故に遭わないよう、また、交通事故を起こさないよう、今後におきましても、千曲警察署をはじめ、千曲交通安全協会坂城支部、町交通指導員などの関係機関と連携協力し、街頭啓発活動に努めるとともに、知識や制度の普及を通して、交通安全意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 1. 安心・安全の町づくりに向けてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ. 防犯対策についてのご質問の長野県下及び坂城町の過去3年間の犯罪の状況と傾向について、窃盗犯、凶悪犯、粗暴犯などといった刑法犯罪と、オレオレ詐欺などの特殊詐欺犯罪に分けてお答えします。

まず、刑法犯罪認知件数でございますが、令和4年は長野県内で6,635件、そのうち坂城町は53件、令和5年は県内7,769件、町41件、令和6年は県内7,673件、町42件となっております。

発生が多い手口としましては、住宅対象の侵入盗や万引き、車上狙いといった窃盗事案で、最近の傾向といたしましては、空家への侵入盗が増加しております。

また、長野県警察で大きな課題の一つとなっております、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、

金融商品詐欺など、電話でお金詐欺と言われる特殊詐欺の状況につきましては、令和4年の長野県内における被害件数は198件、被害額は5億6,231万円で、そのうち、町は、被害件数が3件で、被害額が733万円、令和5年は、県内で227件、被害額は9億8,148万円、町は、2件で、被害額が108万円、令和6年は、県内で224件、被害額は9億4,828万円で、町は6件で、被害額が3,398万円であります。このように電話でお金詐欺の場合、他の犯罪と比べて、被害額が高額になる特徴があります。

次に、町の防犯組織体制のご質問にお答えいたします。

町の防犯組織には、町防犯指導員会、町防犯協会などがあり、それぞれのお立場で、防犯活動を行っていただいております。

町防犯指導員会につきましては、坂城町防犯指導員設置要綱に基づき、町の区域内における犯罪防止について協力するとともに、防犯について町民の相談に応じて適切な指導と助言を行うものとする、とされており、各地域の推薦に基づき、町長が委嘱しております。

町防犯指導員は、各地域を活動の場としており、地域安全運動に合わせて地区防犯パトロールや、防犯灯点検、ポスター掲出などの啓発活動を実施していただいております。

また、町防犯協会は、犯罪のない明るい社会をつくることを理想とし、会員一致協力して犯罪防止に関する事業を推進し、地域社会の住民生活の安定を図ることを目的として、設立されており、町長を会長として、町防犯指導員会、区長会、消防団、小学校PTA地区理事、公民館分館長など、町の多くの関係団体により構成されております。

町防犯協会は、防犯思想の普及宣伝や防犯対策の調査研究、青少年の非行化防止への協力など、様々な事業を実施することとなっており、千曲警察署、更埴防犯協会連合会などと協力し、年金月における高齢者に向けた金融機関でのオレオレ詐欺防止啓発活動や、青少年非行防止パトロールなどを実施しております。

次に、町の防犯対策についてお答えします。

近年、複雑化する社会情勢を背景に、特に高齢者を対象とした特殊詐欺被害や子どもや女性が被害者となる事件が大きな問題となっている中、犯罪から住民を守り、住民生活の安全を確保するため、地域住民や警察、町防犯協会などと連携して、防犯活動や青少年の非行防止活動を積極的に展開し、防犯意識の啓発を図る必要があります。

町は、住民、警察、町防犯協会をはじめとする関係団体などとの連携強化に努め、地域ぐるみで誰もが安心して暮らすことができる犯罪の起こりにくい環境づくりを進めております。

町防犯指導員会が行う防犯パトロールや防犯灯点検では、防犯灯が樹木に覆われていた場合や、点灯していない場合に、各区と連携し、樹木の伐採や、蛍光灯の交換を行うなど、防犯環境の維持に努めており、町といたしましても、防犯灯の設置について、毎年、各区からの要望を取りまとめ、新設や器具の交換などの対応を、順次進めております。

また、８月、１０月に実施される地域安全運動の際に、警察や町防犯協会、町防犯指導員会などと協力して、防犯パトロールやポスター、立て看板の設置をするなど、防犯対策意識の高揚に努めてまいります。

最近では、電話でお金詐欺とは別にＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺といった手口の被害が増加しています。

ＳＮＳ型投資詐欺とは、ＳＮＳを通じて、暗号資産や株に投資すれば利益が得られるものと誤信させ、金銭をだまし取るもので、ＳＮＳ型ロマンス詐欺は、ＳＮＳを通じて、恋愛感情や親近感を抱かせながら投資に誘導し、投資金名目や交際を続ける名目で金銭をだまし取るものであります。

電話でお金詐欺につきましては、千曲警察署や町消費者の会、更埴防犯協会連合会女性部の皆様のお力も借りて、年金支給月に金融機関へ出向き、広報啓発活動を行っていますが、なかなか被害が減少しないのが現状でございます。

誰もが被害に遭う可能性があるとの危機管理・当事者意識を持っていただくことが必要となりますので、引き続き、年金支給月に金融機関へ出向き、啓発を行うとともに、詐欺の手口や手法を知っていただくため、高齢者が集まる機会を捉えて、啓発してまいりたいと考えております。

電話でお金詐欺には、特殊詐欺防止装置付き電話機の導入のほか、留守番電話設定、ナンバーディスプレイの利用、国際電話利用休止の申込み等、何らかの電話対策を講じておくことが大切であります。

町では、高齢者に向けて、特殊詐欺防止装置取付費補助事業を実施しており、電話でお金詐欺の被害を引き起こす可能性のある着信への対策が施された、特殊詐欺防止装置付き電話機などを購入した際、５千円を上限に購入費の２分の１を補助しております。

今年度も本事業を実施してまいりますので、ぜひ多くの方にご利用いただきたいと考えております。

次に、ロ．町の交通安全対策についてのうち、千曲警察署管内及び坂城町の過去３年の交通事故等の状況と傾向についてお答えします。

令和４年の千曲警察署管内の交通事故につきましては、人身事故は２０６件、死者数はゼロ、負傷者は２４３名で、町内では、人身事故が３９件、死者数はゼロ、負傷者４６名、令和５年は、千曲警察署管内で、人身事故２２１件、死亡者ゼロ、負傷者２６５名、町内は、人身事故４６件、死亡者ゼロ、負傷者５８名、令和６年は、千曲警察署管内で、人身事故１９８件、死者数１名、負傷者２４１名、町内は、人身事故３４件、死者数１名、負傷者４２名でありました。

千曲警察署管内の傾向といたしましては、依然として６５歳以上の高齢ドライバーの事故が

多く、令和6年の全事故に占める割合は44.4%で、そのうち加害者となる割合は、33.3%となっており、夕方の薄暮の時間帯や朝方の通勤時間帯の事故が多発しております。

町といたしましては、千曲警察署をはじめ、千曲交通安全協会坂城支部、町交通指導員などの関係機関と連携協力し、高齢ドライバーに重点を置いた啓発に努め、交通安全運動期間中の、早朝、薄暮の時間帯の街頭啓発を通して、交通安全意識の高揚につなげてまいりたいと考えているところであります。

7番（星君） ただいま、町長より町の交通安全対策について、また、担当課長より町の防犯対策について答弁いただき、より詳しく感じたところでございます。

まず、安心・安全な町とは、犯罪や事故、災害が少なく、住民が安心して暮らせる町のことだと思います。これには地域住民、自治体、警察、学校、ボランティア団体などが連携して、防犯活動や防犯・防災対策に取り組むことが重要だと思い、防犯パトロールの実施、防犯カメラの設置、地域の見守り活動、犯罪発生状況の情報共有、地域住民の防犯意識の向上など、町のさらなる安全・安心のまちづくり向上をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（中嶋君） ここで、10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時26分～再開 午前 9時36分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、2番 大日向進也議員の質問を許します。

2番（大日向君） ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

過日開催されたばら祭りや、6月1日に行われた坂城駅前葡萄酒祭に、町内外を問わずたくさんの方の来場があったとお聞きをしております。こういった催し事が定着し、毎年楽しみにしてくださっている方も多くいらっしゃるようです。

また、町内各自治会行事に目を向けますと、5月にはソフトボール、ビーチボールバレー大会が開催され、この6月末にはスマイルボーリング大会が予定されております。また、8月には坂城どんどんの開催も控えている状況であります。様々な行事を以前のように楽しめる環境が戻ってきたことを大変うれしく感じております。

今後とも、多くの町民の皆様にご参加いただき、活気のある坂城町を取り戻せば幸いです。それでは一般質問に入ります。

1. 町道の改良事業について

イ. 令和7年度に行われる工事概要と事業規模について、3点お伺いします。

1点目、改良工事について、どのような事業予定となるのでしょうか。

2点目、改良工事が行われる箇所の詳細、どこからどのぐらいの距離を行う予定なのでは

うか。

3点目、どのような予定で町道の拡張が行われるのでしょうか。

次に、ロ、町道の補修事業について、これも3点お伺いします。

1点目、令和7年度の町単事業の予算額と、各自治区より出されている要望について。

2点目、町道に関する要望については、どのような要望が多いのか。

3点目、要望に対する対応はどのように行っているか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、大日向議員さんから、1番目の質問としまして、町道の改良事業についてイ、ロとご質問いただきました。私からは主要町道の状況等についてお答え申し上げまして、詳細につきましては、担当課長から答弁いたします。

まず、町道の改良事業につきましては、現在、主なものとして、南条地区の町道A01号線の金井工区及び保地工区や、村上地区における町道A06号線道路改良事業のほか、坂城地区では、四ツ屋・御所沢地区におきまして、舗装修繕事業などを実施しているところであります。

町道A01号線道路改良事業につきましては、南条の、鼠・新地地区から北へ向け、国の交付金を活用する中、道路改良事業を行うとともに、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北側の交差点から南に向けては、都市計画の街路事業により、道路改良事業を実施してきたところであります。

また、町道A06号線村上工区につきましては、平成29年度から、国の交付金事業を活用する中で、網掛地区の県道長野上田線との交差点から、大望橋方面へ向かって、将来国道18号バイパスへ接続する交差点までの延長約310メートルについて、車道北側に歩道を設けた全幅6.5メートルで整備を進めているところであります。

坂城地区の、町道A01号線舗装修繕事業につきましては、平成27年度より、文化センターグラウンド北側の信号交差点から北へ向けて、舗装修繕を毎年継続して実施しており、交差点から約900メートル付近の四ツ屋・御所沢地区までの工事が完了している状況であります。

今後の道路改良事業の予定につきましては、現在進めている町道A01号線の南条地区二つの工区を、できるだけ早期に完成となるよう事業進捗に努めてまいります。

町道A01号線の南条地区完成に向けては、事業完了している酒玉工区と、現在実施している保地工区の間に、大口地区約150メートルの未整備区間があることから、年度内の完成が見込まれる金井工区後、令和8年度から大口工区として事業認可をいただけるよう手続を進めていく計画としております。

また、町道A01号線につきましては、文化センターグラウンド北側信号交差点から、坂城方面への拡幅要望も踏まえる中で、まず、南条地区の残りの未整備区間を早期完成となるよう

事業進捗を図り、一年でも早く坂城地区の道路改良事業に取り組めるよう努めるとともに、国の直轄事業である国道１８号バイパスや、県が事業主体である坂城インター線の延伸についても強く要望する中で、より安心・安全な道路網の構築に向けて、力を尽くしてまいりたいと考えております。

建設課長（高橋君） １．町道改良事業についてのご質問に、順次お答えいたします。

最初に、イ．令和７年度に行われる工事概要と事業規模についての、今年度予定しております道路改良事業の概要などについてお答えいたします。

町道Ａ０１号線道路改良事業につきましては、平成１９年度より事業着手している、南条小学校東側の延長２７０メートルの金井工区と、令和３年度より事業着手している、金井振興センター入口付近の延長２２７メートルの保地工区の２工区につきましては、国の交付金事業により、車道幅員９メートル、両側歩道幅員３．５メートル、全幅１６メートルの道路改良事業を進めているところでございます。

また、現在までの町道Ａ０１号線金井工区の実施状況につきましては、地権者様のご協力をいただき、全線全て契約済みとなりまして、山金井交差点から北へ約１５０メートル付近の、南条保育園入口交差点まで完成となっております。

今年度につきましては、引き続き、坂城方面へ向けて工事を進め、早期事業完了に向け努めてまいります。

同じく、町道Ａ０１号線保地工区につきましては、令和３年度より事業着手しており、今年度も継続して用地買収を進めているところであり、用地買収を終えた箇所から順次、道路改良工事に着手していく予定で進めているところであります。

続きまして、町道Ａ０６号線村上工区の現在までの進捗状況であります。網掛地区の県道長野上田線交差点から、大望橋方面に向けて、約２１０メートル付近まで完成となっております。

今年度につきましては、残り約１００メートル区間の構造物等の工事を行う予定ですが、周囲が水田であることから、農閑期のみの工事施工に限定されてしまうことや、国道バイパス工事との工程調整などが必要となることから、事業完了までには数年かかる見込みとなっております。

続きまして、町道Ａ０１号線舗装修繕事業の今年度の実施箇所ではありますが、坂城高校南側のコンビニエンスストア付近約１１０メートルの区間を予定しており、一部道路幅員が狭い箇所について、地権者様のご協力をいただく中、用地買収ができたことから、車道部分の幅員を７メートルへ拡幅する工事も含めた舗装修繕工事を実施する予定となっております。

次に、ロ．町道の補修事業についてのご質問にお答えいたします。

町道の補修に関する事業といたしましては、代表的な事業として、比較的小規模な箇所の道

路や水路などの、維持補修について補助する町単補助事業がございます。

町単補助事業の事業開始当初は、町から自治区への原材料の支給が事業の始まりであり、地元住民の皆様の労務提供により、U字溝の設置やコンクリート舗装などが行われてきた経過がございます。時代の変化とともに労務提供が難しくなったことから、自治区が事業主体となり、工事を発注する現在の方式による補助事業に変化したものであります。

なお、町単補助事業につきましては、毎年11月頃に開催される行政協力員会において、翌年度分の申請依頼をし、各自治区において緊急性の高い二、三か所について優先順位をつけていただく中、申請をしていただいております。

ご質問の、令和7年度の町単補助事業の予算額及び各自治区からの要望内容等でございますが、建設課で計上している予算額は1千万円となっており、ここ数年同額で推移しております。

また、今年度の建設課における町単補助事業の件数は、26区124か所の申請があり、要望内容といたしますと、工種別に道路改良20か所、水路改良41か所、舗装工26か所、その他が37か所となっており、そのうち町道に関する申請につきましては、道路改良及び舗装工を合計した46か所で、全体の申請に対する割合は、約37%となっている状況であります。

さらに、この道路に関する申請のうち、要望が多いのは、道路拡幅、舗装の新設及び修繕、また注意喚起や安全対策としてのカラー舗装などがございます。

次に、要望に対する対応につきましては、各自治区からご提出いただいた申請書に基づき、例年4月から6月に、各区長をはじめ自治区の役員の皆様と担当課職員により、申請箇所 の現地調査を行う中で、緊急性や優先順位等を考慮した上で、箇所決定の原案を作成しております。

作成した箇所決定の原案によりまして、協議を重ねた上で、町長、副町長を含めた調整会議を開催し、地域バランスも考慮しながら総合的に箇所決定をしている状況でございます。

ご提出いただいた申請内容により、国や県に要望しなければならない、対応が困難なものや、町単補助事業で実施するには、かなりの時間や費用を要してしまう工事などにつきましては、町が発注する道路維持工事や河川・水路改良工事などに振り替えて対応する場合もございます。

町単補助事業は、地域の皆様の要望など地域レベルの視点で事業を実施することができ、ご自身の地域の環境整備を行う手段として有効な事業であるとともに、町独自のきめ細やかな事業として、大変有意義なものであると考えております。

また、整備の必要性がある箇所を詳細に把握するためには、区長や区役員の皆様とともに現地調査を行い、現在置かれている状況及び問題点などを現地で確認し、さらにその中から緊急性及び優先順位を考慮することとしております。

今後につきましても、毎年多くの申請をいただいている状況でありますので、各自治区とご相談をさせていただきながら申請状況を確認し、できるだけ多くのご要望に添えられるよう努めてまいりたいと考えております。

2番（大日向君） ただいま、町長、担当課長より答弁がありました。令和7年度に行われる町道の改良工事の詳細について、よく分かりました。

町の主要道路として、日々たくさんの方が利用されております。もちろん車両に限らず、通学の学生も多く利用しており、毎年危険箇所の改善の要望もあるかと思えます。各自治区から町単補助事業も同様に毎年要望されます。要望に対し、全て最優先対応ができないかとは思いますが、町内の安全管理の観点からも、早期の対応を実現していただくことをお願いして、次の質問に入ります。

2. 学校、保育現場の給食について

イ. 無償化前後の賄い材料費等の状況について、2点お伺いします。

1点目、無償化前と無償化後の町が負担している賄い材料費の推移は。

2点目、無償化前と無償化後で子ども1人あたりに係る1食当たりの金額の推移は。

ロ. 給食に使用される賄い材料について、2点お伺いします。

1点目、地産地消食材はどのような食材が対象となっているのでしょうか。

2点目、決まった予算の中で、賄い材料費はどのように選定しているのでしょうか。

ハ. 物価高騰の影響について、1点。

他府県では、物価高騰により給食内容を変更せざるを得ない事例が発生しています。給食提供の本分を損ねる事態となっている状況があり、当町での給食の状況はどうでしょうか。

以上、質問いたします。

教育文化課長（細田さん） 大日向議員さんの学校、保育現場の給食についてのご質問に、順次お答えいたします。

最初に、イ. 無償化前後の賄い材料費等の状況につきまして、町が負担している賄い材料費の推移であります。提供する食数が異なることから、増減について単純に比較することはできませんが、それぞれ決算額でお答えしてまいります。

小中学校では、令和5年度から給食費の保護者負担の無償化を実施しておりますことから、無償化前の4年度から6年度まで決算額でお答えいたします。

令和4年度が6,729万2千円、5年度が6,978万3千円、6年度は6,906万9千円で、おおむね6,700万円から6,900万円後半で推移しております。

次に、保育園におきましては、令和3年度から3歳以上児の副食費の無償化を実施しており、賄い材料費の決算額といたしましては、令和2年度が2,432万5千円、3年度が2,419万6千円、4年度が2,396万9千円、5年度が2,450万7千円、6年度は2,597万1千円で、おおむね2,400万円から2,500万円後半で推移しているところであります。

次に、子ども1人あたりに係る1食当たりの金額の推移について、献立を作成する際の目安

の金額でお答えいたします。

初めに、小中学校につきましては、小学生は令和４年度が２８０円、５年度は３００円、６年度は３１５円、中学生は、令和４年度が３２５円、５年度は３４５円、６年度は３６０円で年々値上がり傾向であります。

また、今年度につきましても小学生３２０円、中学生が３６５円を目安としており、どちらも昨年度に比べ５円の値上げであり、物価高騰による食材費の上昇に合わせ、緩やかに上昇してきております。

続いて、保育園につきましては、園児１人当たりの１日の目安ですが、３歳未満児は令和２年度から無償化をした３年度を挟み４年度までは３４０円、５年度から６年度は３５０円、３歳以上児は、令和２年度から４年度までは２１０円、５年度から６年度までは２２０円であります。

また、今年度は３歳未満児３８０円、３歳以上児２４０円で、昨年度に比べそれぞれ３０円と２０円の値上げとなり、小中学校と同様に値上がり傾向であります。

続きまして、ロ．給食に使用される賄い材料についてのうち、地産地消食材の対象についてでございますが、小中学校の学校給食は国内産中心であり、子どもたちの健康と安全、食育、食文化の継承のほか、国内産野菜等を使用することでの国内農業の持続や、食材の輸送コストの指標であるフードマイレージを減らすことでの環境への配慮といった多様な社会的意義を果たすことを目標として提供しております。

小中学校の学校給食で提供している地産地消食材の主な品目といたしましては、町内産は、ねずみ大根やキャベツ、ニンジン、白菜、トマト、リンゴ、ブドウなどで、そのほかの野菜類、肉類、果物類、米は基本的には県内産で豆腐、ケチャップといった加工品につきましても県内産を使用しております。

また、保育園におきましても、国内産の食材を中心とし、できる限り地元食材を利用することとしており、特にリンゴやブドウについては町内産を提供しており、給食の際に町内産であることを子どもたちに伝えるなど、地元の食材への興味や関心を持ってもらえるよう努めております。

続きまして、賄い材料はどのように選定しているかにつきましては、栄養士を中心に、材料ごとに複数業者からの見積りを取る中で安価な業者を選定していますが、できる限り町内産や県内産などの地元産を納入いただける業者であること、安全面や衛生面について有利であることも考慮しているところであります。

また、献立の作成にあたっては、同じ食材でもより安価なものを使用する工夫や旬の材料を使うなど、栄養価や量を変えない範囲で、食材費を抑える工夫をしているところであります。

そのほか、給食を確実に提供するため、発注前に納入業者との連絡を密にすることで、食材

の急激な価格高騰や品薄、欠品といった状況に陥らないよう、配慮し作成しております。

最後に、ハ、物価高騰による給食への影響についてであります。当町においては、物価高騰を原因として給食内容を変更した事例はありませんが、先々の食材の価格が、近年の物価上昇により大変見込みづらい状況となりつつあります。

町といたしましては、子どもたちの心身の発達のために必要となる栄養バランスと量を確保した給食を提供することが重要であると考えことから、今年度において、価格の上昇を考慮し1人当たりの食材費の目安を増額したところではあります。今後も、食材の価格の動向を注視し、献立の創意工夫をする中で、給食の質や量を低下させることがないよう対応してまいりたいと考えております。

2番（大日向君） ただいま、担当課長より答弁がありました。給食費無償化が実施され、当町の給食提供については、地産地消の食材利用は問題なく継続されていること、また、安心・安全に十分留意されたものが安定して提供されていることが分かりました。

しかし、一昨年の情報ではございますが、一部地域では、給食費無償化後、物価高騰の影響も大きく、1食当たりの提供ボリュームを減らざるを得ない事態となってしまった事例もあります。もちろん、定められた基準の栄養価を満たしていないことも問題ではあります。給食の持つ本質が保たれなくなってしまうことは、非常に憂慮すべきことと考えます。

我が国の給食文化は、世界的に見ても非常に価値のある文化の一つであります。たくさんの子どもたちにとって、給食の時間が楽しい・おいしい・うれしい時間であってほしいと思っております。

そこでなんですが、1点再質問なんですけれども、現在、世間ではお米の不足が深刻な状況であります。そのような中、学校給食の米飯の確保の状況はどうなっているのでしょうか。また、今期分は問題なく提供可能なのでしょうか。1点再質問いたします。

教育文化課長（細田さん） 小中学校の米飯の確保状況について、再質問にお答えいたします。

学校給食の米飯は、町の食育・学校給食センターで調理しているのではなく、公益財団法人長野県学校給食会と1年間の委託契約を結び、各小中学校に提供しております。

委託先の学校給食会は、全国全ての都道府県にそれぞれ設置されており、学校給食の円滑な実施のため、主食の提供等を行っておりまして、給食の原料となる米や小麦粉を仕入れ、炊飯やパンの加工工場に製造を委託し、各学校へ届けております。

町が毎年委託契約を行っている長野県学校給食会は、県内の給食センターの多くが契約しており、米飯等の提供に実績がある委託先であり、長野県学校給食会からは、現段階で米不足により米飯が提供できないといったお話は聞いておらず、各学校に安定して米飯を提供できている状況であります。

2番（大日向君） 再質問にお答えいただきました。給食提供の米飯については、問題なく、必

要量が確保できているということが分かりました。

子ども権利条約の中で、全ての子どもは生命・生存及び発達に対する生きる権利を有しております。学校給食との結びつきは、このような側面からも重要となります。子どもたちの権利が侵されることのないよう、我々大人は行動する必要があると考えております。

当町では、幼保を含め、副食費としての予算を計上しております。引き続き、質の高い給食の提供が維持できるようお願いをして、私の一般質問を終わります。

議長（中嶋君） 以上で、通告のありました8名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日19日までの2日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日19日までの2日間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月20日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前10時06分）

